

減価償却制度

Q : 平成19年度の税制改正では、減価償却の方法が改正になったそうですが、どのようなになったのですか？

A : 平成19年3月までに取得した減価償却資産についてはこれまでの償却方法が適用され、4月以降に取得したものについては新しい償却方法が適用されます。

【解説】

平成19年度における減価償却の改正は、次のとおりです。

- ① 平成19年3月までに取得した減価償却資産
名称が定額法は旧定額法に、定率法は旧定率法に改められましたが、これまでどおりの計算をします。なお、償却費の累計額が取得価額の95%相当額に達した場合には、その年分の翌年以後、5年間かけて1円まで償却していきます。
- ② 平成19年4月以降に取得した減価償却資産
償却可能限度額(取得価額の95%相当額)及び残存価額が廃止され、次の方法により償却費の計算をし、1円まで償却できることとなりました。ただし、非事業用資産については、従来どおりの計算をします。

[定額法]

取得価額×定額法による償却率

[定率法]

(取得価額－前年までの償却費の合計額)
×定率法による償却率

